

共有船舶建造申込に係る公募型プロポーザル審査要領

1. 審査方針

審査は、前島フェリー船舶建造技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
審査委員会は非公表とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

2. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を満たす事業者を対象とする。

- (1) 別途定めている共有船舶建造申込に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める参加資格者
- (2) 実施要領第8に規定する技術提案書の提出期限までに、必要な書類を全て提出した者

3. 審査項目

以下の基準に従い審査を実施する。

(1) プロポーザルの審査の対象となる事項

- ア 建造価格及び費用積算根拠の妥当性
- イ 船舶性能
- ウ 船舶性能を達成するために用いた技術
- エ 設計担当者の理解度及び提案能力
- オ 企画提案内容

(2) 審査内容

- ア 建造価格及び費用積算根拠の妥当性は、想定設備に対する価格を審査する。
- イ 船舶性能は、要求性能を満たすことを最低基準とし、許容値の大きさを審査する。
- ウ 船舶性能を達成するために用いた技術は、
 - (ア) 構造の単純さを審査する。
 - (イ) メンテナンスの簡便さを審査する。
 - (ウ) 検証された在来技術については信頼性を審査するが、新技術についても、機能についての許容範囲を持って審査する。
- エ 基本計画書の内容に対する理解度、問題点の指摘能力及び問題解決手段の提案について審査します。
- オ 企画提案内容については、提案のあった企画内容について、集客性、新規性、独創性及び実現性を審査する。

(3) 審査方法

提出された参加表明書及び技術提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査

により特定する。

(4) 評価基準

次の審査基準により評価する。

審査項目	配分点
建造予定価格	25/100
船舶性能	20/100
安全性能	15/100
保守点検性能	15/100
企画提案内容	25/100

なお、採点については、下記により行うものとする。

ア 建造予定価格

予定価格と提示された最低価格との差を5で除した額をもって5段階に分割し、評価を行う。

イ 建造予定価格以外の審査項目

各審査項目について、5段階で評価を行う。

ウ 各審査項目について、5段階で評価された評価点数をもとに、以下により算定するものとする。

$(\text{評価点数} / 5) \times \text{各審査項目の配分点}$

4. 特記事項

- (1) 旅客の安全及び運航の安全等、安全に係る技術提案については特に評価する。
- (2) 保守管理上の簡便性に係る技術提案については特に評価する。
- (3) 旅客及び船員の仕様に係る快適性（バリアフリー含む）にかかる技術提案については特に評価する。
- (4) 車両搭載台数の仕様に係る技術提案については特に評価する。
- (5) 前島振興につながる企画提案については特に評価する。